**令和５年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜における**

別紙：高等支援選抜

**新型コロナウイルス感染症に係る特別対応について**

Ⅰ　追検査に係る特別対応について

１　対象者

令和５年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜（以下、「高等支援選抜」という。）の追検査への出願が認められた者のうち、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

(1)　次のアからオのいずれかに該当するために、追検査の受験が認められなかった者

　　　ア　新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、療養期間中にある者。

　　　イ　保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定されている者のうち、追検査当日に発熱等の風邪の症状がある者

　　　ウ　追検査当日に新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者であることが判明し、検査を中断せざるを得なかった者

　　　エ　無症状の濃厚接触者として受験が認められたが、追検査の実施中に発熱等の風邪の症状が確認され、検査を中断せざるを得なかった者

　　　オ　外国から帰国又は入国した者で、検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

(2)　 令和５年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜（以下、「高等支援補充選抜」という。）への出願資格を有しながら、高等支援補充選抜に出願しなかった者

２　内容

　　大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という。）において、対象者に対して適性の把握等を行い、受入れ校の調整を行い、その結果と調査書及び自己申告書の内容をもとに受入れ校の調整を行う。受入れ校は、高等支援選抜での志願先高等支援学校とは異なる場合がある。対象者の健康状態等によっては、別途対応を行う。

　３　手続き

(1) 対象者が在籍する中学校（中学校に準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程を含む。以下、「中学校等」という。）の校長は、対象者に対し、追検査に係る特別対応を希望するか否かを確認する。

対象者が追検査に係る特別対応を希望する場合、市町村立中学校等の校長は、市町村教育委員会を通じて、府立支援学校、府内公立中学校及び国私立中学校の校長は直接、府教育委員会に対し、令和５年３月23日（木）午後５時までに電話等によりその旨を連絡する。

(2) 中学校等の校長は、対象者の健康状態等を把握する。対象者の自宅等での待機終了後、別添の申告書１に具申し、市町村立中学校等の校長は市町村教育委員会を通じて、府立支援学校、府内公立中学校及び国私立中学校の校長は直接、府教育委員会に提出するとともに、適性の把握等の希望日について申し出る。

　　　　府教育委員会は、対象者の高等支援選抜の志願先高等支援学校長に対し、調査書及び自己申告書の回付を依頼する。

　　(3) 対象者は、入学に係る適性の把握等実施日に、高等支援選抜の志願書（様式については別途指示する。）、自己申告書、療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し、調査書、並びに推薦書を府教育委員会に提出する。

　　(4) 府教育委員会は、対象者に対し、適性の把握等を行う。

　　(5) 府教育委員会は、適性の把握等の結果、自己申告書、調査書及び推薦書の内容をもとに、対象者の受け入れ先の調整を行うとともに、対象者の受入れ先調整のための相談を市町村教育委員会等と行う。

　　(6) 府教育委員会と対象者の受入れについて調整を行った高等支援学校は、募集人員の充足状況にかかわらず、速やかに対象者の受入れを行う。

Ⅱ　補充選抜に係る特別対応について

１　対象者

高等支援補充選抜への出願資格を有する者のうち、高等支援補充選抜に出願の意思を持ちながら、次の(1)から(3)のいずれかに該当するために、受験が認められなかった者

(1) 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、療養期間中にある者

(2)　保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定されている者のうち、高等支援補充選抜当日に発熱等の風邪の症状がある者

(3) 外国から帰国又は入国した者で、検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

２　内容

　　高等支援補充選抜実施後においてもなお、募集人員を満たしていない補充選抜実施校について、

対象者に対して令和５年３月27日（月）に面談を行い、受入れ校の調整を行う。対象者の健康状態等によっては、別途対応を行う。

　３　手続き

(1) 中学校等の校長は、対象者に対し、高等支援補充選抜に係る特別対応を希望するか否かを確認する。

対象者が高等支援補充選抜に係る特別対応を希望する場合、市町村立中学校等の校長は、市町村教育委員会を通じて、府立支援学校、府内公立中学校及び国私立中学校の校長は直接、府教育委員会に対し、令和５年３月23日（木）午後５時までに電話等によりその旨を連絡する。

(2) 中学校等の校長は、対象者の健康状態等を把握する。対象者の自宅等での待機終了後、別添の申告書２に具申し、市町村立中学校等の校長は市町村教育委員会を通じて、府立支援学校、府内公立中学校及び国私立中学校の校長は直接、府教育委員会に令和５年３月24日（金）午後５時までに提出する。

　　(3) 対象者は、入学に係る適性の把握等実施日に、高等支援補充選抜の志願書（様式については別途指示する。）、自己申告書、療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し、調査書、並びに推薦書を府教育委員会に提出する。

　　(4) 府教育委員会は、対象者に対し、適性の把握等を行う。

　　(5) 府教育委員会は、適性の把握等の結果、自己申告書、調査書及び推薦書の内容をもとに、対象者が志願している高等支援補充選抜実施校の募集人員を満たすよう入学について調整を行うとともに、対象者の受入れ先調整のための相談を市町村教育委員会等と行う。

　　(6) 府教育委員会と対象者の受入れについて調整を行った高等支援学校は、速やかに対象者の受入れを行う。